

西興部村バイオガスプラント建設工事

落札者決定基準（再度公告入札）

平成29年6月

北海道西興部村

第1章 総則

西興部村バイオガスプラント建設工事落札者選定基準（以下「選定基準」という。）は、西興部村の西興部村バイオガスプラント建設工事（以下「本工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する価格以外の条件を評価する総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）により落札者を選定するための方法や評価項目等を定めたものである。

本工事は、嫌気性発酵処理施設の設計・施工を一括して行うものであり、本工事の入札参加資格審査を西興部村建設工事請負業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）で行い、本工事を実施する落札者の選定については、西興部村バイオガスプラント入札選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各入札参加者より提出された入札提案図書について選定基準に基づく審査を行い、最も優れた者を選定し、その選定結果に基づき西興部村が落札者を決定する。

なお、選定結果等については、公表を行うとともに、各入札参加者に対しては個別に通知する。

第2章 落札者選定の概要

第1節 審査手順

審査は、入札説明書に示す入札参加者の資格要件の有無を判断する「1，資格審査」を資格審査会において審査し、技術提案仕様書に示す提案内容を評価する「2，提案審査」を選定委員会において行う2段階の審査とする。「2，提案審査」では、入札参加者から提出された提案書類が、入札価格や発注仕様書に示す内容を満足しているか否かを確認する「(1)基礎審査」と、提案内容を評価、得点化する「(2)定量化審査」を行う。

第2節 審査体制

資格審査会は、入札参加希望者から提出された入札申込書の審査を行う。

選定委員会は、入札参加者から提出された技術提案書の審査を行う。

西興部村が設置した、資格審査会、選定委員会は、それぞれ以下により構成される。

資格審査会 西興部村が設置する「西興部村建設工事請負者資格審査会」とする。

選定委員会 学識経験者2名、西興部村職員5名の合計7名で構成する。

なお、応募企業の構成員及び協力会社が、落札者決定までに資格審査会及び選定委員会の委員に対し、落札者選定に関して自己の有利となる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

第3章 資格審査

第1節 資格審査の実施方法

提出された参加資格確認申請書類について、入札説明書に基づき札参加資格の確認を行う。

第2節 資格審査項目

入札参加者は、入札説明書に示す「第3章入札に関する条件 第1節入札参加者の備えるべき条件」に記述されている資格要件をすべて満たさなければならない。なお、資格要件が確認できない場には、失格とする。

第4章 提案審査

第1節 提案審査

西興部村は、技術提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行う。

下記の基礎的な事項のうち、全ての要件に適合していると確認された入札参加者は定量化審査の対象とする。なお、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認のうえ失格とする。

(1) 発注仕様内容の確認

各入札参加者の提案内容が「西興部村バイオガスプラント建設工事技術提案仕様書」を満たしているのか確認を行う。

第2節 定量化審査

1 定量化審査の流れ

(1) 技術審査

基礎審査を通過した応募者を対象に、技術審査を行い、提案内容を評価、点数化し技術評価点を決定する。

なお、審査にあたり、各提案内容の確認及び理解を深めることを目的としてヒアリングを実施する。
ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

(2) 価格審査

技術審査終了後に価格審査を行い、入札価格を点数化し価格評価点を決定する。

(3) 総合評価による落札者の決定

技術評価点と価格評価点を加えて総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い応募者を最高評価点者とする。なお、総合評価点が最も高い応募者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて最高評価点者を決める。

選定委員会は、最高評価点者を選定し村長に報告する。

2 技術審査及び価格審査における得点化方法

(1) 技術審査

提案書類に記載された内容について、入札説明書及び発注仕様書を超える部分について、以下に示す採点基準に基づき、評価に応じて得点を付与する。

なお、入札価格以外の条件については、下記の5段階により評価を行う。

表 1 評価項目の採点基準

評価	評価の考え方	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点 x 1.00
B	A と C の中間程度	配点 x 0.75
C	当該評価項目において優れている	配点 x 0.50
D	C と E の中間程度	配点 x 0.25
E	当該評価項目において発注仕様書程度である	配点 x 0.00

(2) 技術審査の評価項目と配点

評価委員会において、各提案内容を表2に示す評価項目により評価、採点する。技術審査の合計点は70点とする。得点は、小数点以下第三位を四捨五入した値とする。

(3) 価格審査の得点化方法と配点

価格審査点の配点は30点とし、以下の式により算定する。得点は、小数点以下第三位を四捨五入した値とする。ただし、最高で30点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

表 2 評価項目

【西興部村バイオガスプラント建設工事】評価項目と配点

評価項目		配点	A社	B社	C社	D社	E社
技術審査項目		70					
基礎事項	1 処理能力						
	2 公害防止基準						
	3 施設の概要						
	(1) 配置計画						
	(2) 設備概要						
	ア 受入施設						
	イ 嫌気性発酵処理設備						
	ウ 消化液衛生処理設備						
	エ 消化液貯留設備						
	オ バイオガス除湿設備						
	カ 脱硫設備						
	キ バイオガスホルダー						
	ク バイオガス受渡施設、熱設備						
	ケ 再生敷料設備						
	(3) 工事関係						
	ア 電気・計装設備工事						
	イ 土木・建築工事						
	(ア) 土木工事						
	(イ) 建築工事						
	4 メンテナンス						
性能保証	1 性能保証事項						
	2 ガス量						
体制、実績	1 設計施工体制、実績						
	2 地域性、独自性						
価格審査項目		30					
価格	建設費	30					
総合評価点		100					
順位							